

(電子メール施行)
教体第1415号
令和3年8月18日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

緊急事態措置を実施すべき区域となることを踏まえた県立学校における対応について

昨日、県内の新規感染者数が853人と大幅な増加となり、4度目となる緊急事態宣言が発出される事態となりました。県立学校においても、8月は教職員及び児童生徒の1日当たりの感染者数が過去に最も多かった4月と同水準となる状況となっています。このまま新学期を迎えると、学校内で感染が拡大し、部活動を含めた教育活動を制限しなければならないのではないかと危惧しています。このことから、教職員はもとより、登校日を活用し児童生徒に対して、家庭において感染リスクの高い行動を自粛するよう周知をお願いします。

また、緊急事態宣言適用期間中は、部活動の指導等について、学校関係者（教職員、部活動指導員、外部コーチ等）以外の者（保護者、OB等）の参加を見合わせていただくなど、部活動における感染防止に十分注意願います。

なお、オープンハイスクールは、中学生にとっても重要な行事であることから、実施にあたっては、感染防止対策を改めて確認願います。併せて、中学生及びその保護者の方々にも、知事メッセージを活用するなど家庭における感染防止対策の徹底をお願いします。

今後も引き続き感染防止対策に十分留意しながら、別添「緊急事態宣言適用期間中の教育活動等について」のとおり県立学校の教育活動を進めていただくようお願いします。

緊急事態宣言適用期間中の教育活動等について
(令和3年8月20日～9月12日)

【兵庫県対処方針（一部抜粋）】

1 教育活動

- 県内では、十分な感染防止対策を実施したうえで行う。なお、夏季休業中の補習や校外から大人数を呼び込むような校内行事（オープンハイスクール、学校説明会等）を実施する際には、マスク着用、消毒はもとより体調が不調の場合は来校を自粛するなど感染防止対策の徹底を改めて周知するとともに、1回当たりの参加人数の制限や座席の間隔を広く取るなどの対応を行う。
- 県外での活動は、原則行わない。ただし、既に計画済の活動（修学旅行を含む）を実施する際には、改めて、緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置実施区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認すること。
- 今後、本県はもとより全国的な感染拡大の状況、生活全般にわたる人の流れを抑制する対策の強化など新たな事情が生じた場合は、活動内容や活動エリアをさらに制限することを検討する。
- 教職員の感染者も増加傾向にあることから、感染リスクの高い行動等を自粛するよう周知する。

2 部活動

- 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動を行う。
- 県外での活動（練習試合を含む）、県内外での宿泊を伴う活動は、原則行わない。（いずれの場合も全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。なお、宿泊は感染防止対策が確認できる宿泊施設に限定。学校は不可）ただし、キャンセル料が発生するなどやむを得ず実施する場合は、感染防止対策の徹底とともに、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認する。
- 活動日及び時間は、「いきいき運動部活動（4訂版）」等を基本に、平日（4日）で2時間以内、土日のいずれか1日で3時間以内とする。
- 今後、本県はもとより全国的な感染拡大の状況、生活全般にわたる人の流れを抑制する対策の強化など新たな事情が生じた場合は、活動内容や活動エリアをさらに制限することを検討する。

3 心のケア

- SNS 悩み相談の時間を延長（17時～21時→16時～22時・前後1時間延長）する。

4 熱中症対策

- 環境省・気象庁などが発表する「熱中症警戒アラート」なども参考に、適切な水分補給や休憩などの熱中症対策を行う。